

令和2年度

市川市耐震改修助成制度のご案内(木造住宅)

市川市では、市民の皆さんが所有し、かつ居住する木造戸建住宅について、耐震診断の結果、耐震性が低い木造住宅の耐震改修設計及び工事費用の一部を助成します。

申請受付期間

令和2年4月13日(月)～10月30日(金)

ただし、申請総額が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります。申請前に契約や工事等に着手した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。



令和2年度からの変更点と補助額の拡充

耐震改修設計及び工事に対する補助額を拡充しました。

(設計と工事を一体で行う必要があります。)

	令和元年度以前		令和2年度から
耐震改修に対する補助額	設計費の 2/3 、 耐震改修工事費及び工事監理費の 23%	➡	設計、工事、工事監理費の 80%
上記補助額の上 限	設計費 5万円 工事費及び工事監理費 40万円	➡	100万円

1. 補助の要件

【建物】

- 市内に現に存する建築物であること。
- 居住の用に供する建築物であること。
- 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- 階数が2以下の木造住宅であること(一部鉄骨造等の混構造は対象外)。
- 在来工法(土台、柱、梁等を用いて組み立てられる工法をいう)により建築された建築物であること(枠組壁工法、丸太組及びスキップフロアーのあるものは除く)。
- 一戸建ての建築物又は併用住宅(当該併用住宅の延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えるものに限る)であること。
- 市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けて行われた耐震診断により算定された上部構造評点が1未満であること。
- 建築基準関係規定に違反していないこと。
- 過去に耐震改修設計、工事、工事監理に対する補助金を受けていないこと。

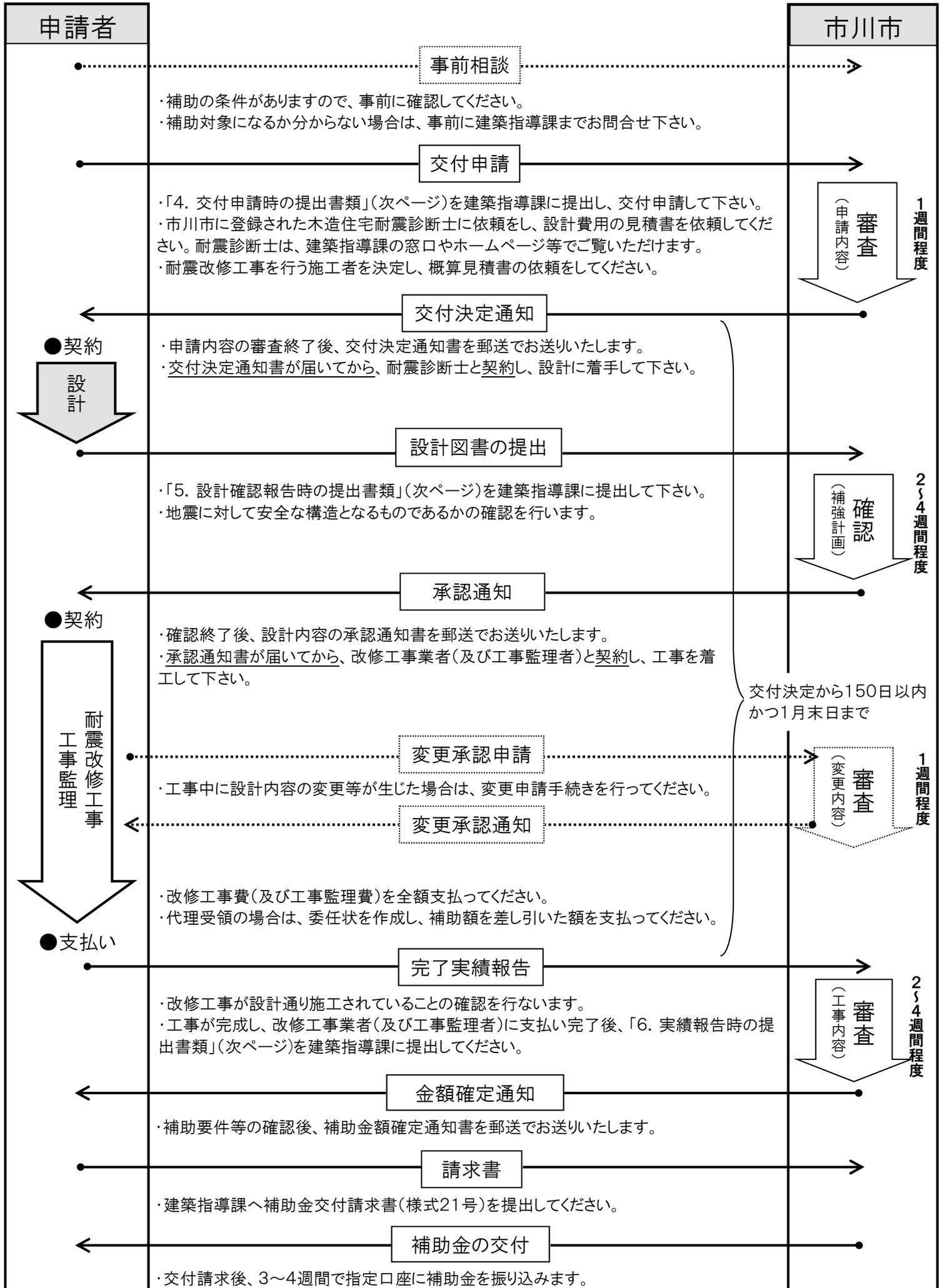
【申請者】

- 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。
- 市税を滞納していないこと。
- 耐震改修に係る木造住宅を所有し、かつ、現に居住しており、他の者に賃貸していないこと。

【施工者、工事監理者】

- 工事監理が、耐震改修設計を行った木造住宅耐震診断士により行われること。
- 施工者は、建設業法の許可を受けた者であること。

2. 手続きの流れ



3. 耐震改修工事と補助対象範囲及び補助額

【耐震改修工事】

昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、市川市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けて行われた耐震診断により算定された上部構造評点が1.0未満であるものについて、耐震改修設計を行ない、上部構造評点が1.0以上となるように行う工事をいいます。

耐震改修工事は、精密診断法により設計されたものでなければなりません。

【補助対象範囲】

補助対象となる工事は、「壁の補強」、「接合部の補強」、「基礎の補強」、「屋根の軽量化」等、耐震性能を向上させる工事です。リフォーム工事や仕上材のグレードアップ工事等は補助対象外となります。

【補助額】

上記耐震改修に係る設計費、工事費及び工事監理費の合計の80%。ただし、100万円が限度。

4. 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称	備考
市	<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1号)	・市ホームページからもダウンロードできます。
設計者	<input type="checkbox"/> 設計費の見積書	
施工者	<input type="checkbox"/> 工事費の概算見積書 <input type="checkbox"/> 改修工事業者の建設業許可証の写し	・見積書は耐震改修工事費の概算が分かるもので可能です。
監理者	<input type="checkbox"/> 工事監理に要する概算見積書(改修工事業者と異なる場合のみ) <input type="checkbox"/> 工事監理者報告書(設計者と同一の場合のみ)	
法務局	<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書	・発行から3ヶ月以内のものを提出してください。
市役所等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 市税を滞納していないことを証する書類	・市税を滞納していないことを証する書類は、個人情報確認同意書の提出により省略できます。
その他	<input type="checkbox"/> 委任状(住宅の共有者がいる場合のみ、全員)	

5. 設計確認報告時の提出書類

入手先	書類の名称	備考
市	<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金設計確認報告書(様式第7号)	・市ホームページからもダウンロードできます。
設計者	<input type="checkbox"/> 耐震診断報告書(補強計画) <input type="checkbox"/> 工事監理費の見積書及びその内訳書(詳細なもの) <input type="checkbox"/> 耐震改修設計図書 (配置図、平面図、基礎伏図、耐震改修設計図、耐震改修工事に関する仕様書)	
施工者	<input type="checkbox"/> 工事費の見積書及びその内訳書(詳細なもの)	・補助対象と補助対象外がわかるよう分けて下さい

6. 実績報告時の提出書類

入手先	書類の名称	備考
市	<input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書(様式第15号) <input type="checkbox"/> 市川市木造住宅耐震改修費補助金請求書(様式第21号)	・市ホームページからもダウンロードできます。
申請者	<input type="checkbox"/> 設計、工事、工事監理の契約書の写し <input type="checkbox"/> 設計、工事、工事監理の領収書の写し <input type="checkbox"/> 工事費全額から補助額を差引いた額の請求書(代理受領の場合のみ)	・契約日は交付決定日以降になります。 ・代理受領の場合、領収書は補助額を差引いた額になります。
施工者	<input type="checkbox"/> 工事写真(状況写真、材料写真等)	・全ての補強箇所について、工事前、施工中、完了後の状況を記録して下さい。 ・撮影位置が分かるように資料を作成して下さい。
監理者	<input type="checkbox"/> 工事監理報告書	・任意書式

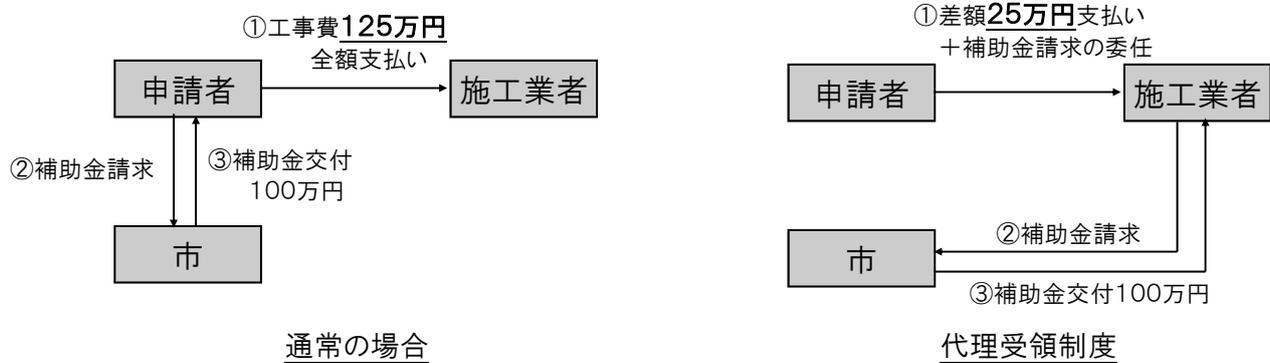
7. 注意事項

- 交付申請書、実績報告書、請求書等に使用する印鑑は、すべて同じものをご使用下さい。インキ浸透印(シヤチハタ等)は使用できません。
- 補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、業務の契約する必要があります。業務契約後や工事着工後、既に工事を完了している場合の申請は受付できません。
- 補助事業は、令和3年1月末日までに完了し、実績報告ができるものを対象とします。
- 工事を中止または変更した場合は、速やかに中止・変更申請を行ってください。
- 交付決定後に、不正があった事が判明した場合や工事の内容が設計と違う事が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。
- 予算の都合上、年度途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- 本パンフレットに記載されている内容は、令和2年度の制度です。令和3年度以降は、補助メニューや補助額等が変更になる場合があります。

8. 代理受領制度

申請者が耐震改修工事を行った工事業者等に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。申請者は、耐震改修工事にかかった費用から補助額を差し引いた金額を施工業者に支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から直接施工業者へ支払います。

(例)耐震改修工事に係る費用125万円、補助額100万円の場合



9. 耐震改修工事を行った場合の税制優遇

税制優遇制度と耐震改修証明書の発行について

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合、申告すれば固定資産税の減額や所得税の特別控除が受けられます。

申告する場合、耐震改修を行ったことの証明書が必要になります。証明書は、建築士(耐震診断士)や市川市で発行することができますので、建築士(耐震診断士)または建築指導課までお問合せ下さい。

【固定資産税の減額】

改修家屋の固定資産税額の1/2(1戸当たり120平方メートル分を限度)が、1年間減額されます。ただし、①建築基準法の現行耐震基準に適合した工事であること、②工事費用が50万円を超える場合に限りです。工事完了後3ヶ月以内に、市川市役所固定資産税課に申告してください。

【所得税の特別控除】

当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額(上限250万円)の10%が、その年分の所得税額から控除されます(平成21年1月1日～令和3年12月31日までの間に耐震改修工事を行った物件に限る)。

市川税務署に申告してください。

問合せ・申請窓口



市川市 街づくり部 建築指導課
047-712-6337

市川市役所 市川南仮設庁舎1階
(市川市市川南2-9-12)

詳しくは
市川市公式ホームページ

市川市 耐震 補助金

